

県税の納税証明書の発行手続きについて

1 留意点

- ・補助金交付申請者の納税証明書を添付してください。
- ・証明書の発行場所は宮城県内の県税事務所です。市町村役場や税務署等で発行された納税証明書は使用できませんので、御注意ください。
- ・申請日以前3ヶ月以内に発行されたもので、原本に限ります（コピー不可）。
- ・証明内容は「すべての県税に未納がないこと」です。
- ・現在宮城県外に居住している場合も、宮城県内の県税事務所での納税証明書の取得いただく必要があります。
- ・任意団体等の場合、県税事務所での納税証明書の発行できないことがあります。その場合は、県のそれぞれの事業担当者までご相談ください。

2 県税事務所での手続き

- ・県税事務所の窓口へは、運転免許証等の身分証と印鑑（認印可。ただしスタンプ印不可）を持参してください。宮城県外に居住している場合は、住民票（写し可）も持参ください。
- ・手数料として、1通につき400円（現金）が必要です。
- ・納税証明書が必要な方（補助金交付申請する方）からの委任状があれば、代理人による請求もできます。
- ・各県税事務所へ郵送で納税証明書の交付を請求することも可能です。詳しくは下記の宮城県税務課ホームページを御覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/faq-shoumei.html>

3 各県税事務所の所在地

	事務所名	担当班	電話番号	所在地	
				郵便番号	住所
①	宮城県大河原県税事務所	納税第二班	0224-53-3111(代)	989-1243	柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎1階
②	宮城県仙台南県税事務所	納税第二班	022-248-2986	982-0011	仙台市太白区長町7-22-20
③	宮城県仙台中央県税事務所	納税部収納管理班	022-715-0625	980-0011	仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館1階
④	同 扇町事務所 (自動車税のみの取扱いとなります。)	審査収納班	022-232-5702	983-0034	仙台市宮城野区扇町3-3-10(交通会館内)
⑤	宮城県仙台北県税事務所	収納管理班	022-275-9122	981-8510	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎3階
⑥	宮城県塩釜県税事務所	納税第二班	022-365-4194	985-0024	塩竈市錦町5-28
⑦	宮城県北部県税事務所	納税第二班	0229-91-0704	989-6117	大崎市古川旭4-1-1 大崎合同庁舎3階
⑧	宮城県北部県税事務所栗原地域事務所	納税班	0228-22-2111(代)	987-2251	栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎2階
⑨	宮城県東部県税事務所	納税第二班	0225-95-1411(代)	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目7番地 3階
⑩	宮城県東部県税事務所登米地域事務所	納税班	0220-22-6111(代)	987-0511	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階
⑪	宮城県気仙沼県税事務所	納税班	0226-24-2121(代)	988-0181	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6

4 納税証明書交付申請書、委任状の様式

各県税事務所の窓口で配布しています。また、下記の宮城県税務課のホームページからダウンロードもできます（納税証明書交付申請書は「一般用」の様式を御使用ください）。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/download-syoumei.html>

5 納税証明書交付申請書の記載例

班 長	班 員	担 当 者	
--------	--------	-------------	--

納税証明書交付申請書

宮城県 県税事務所長 殿 年 月 日

代理人(代理人申請の場合のみ記入)

住 所

氏 名 ㊟

電話番号 ()

納税義務者

住(居)所
又は所在地

(ふりがな)

氏名又は名称
及び代表者名 ㊟

電 話 番 号 ()

※この欄に納税義務者の押印がない場合は委任状が必要です。

下記のとおり、納税証明書の交付を申請します。

該当するにレ点を記入し、必要事項を記入してください。

<p>①使用目的 (この申請書は使用目的ごとに作成すること。)</p>	<p><input type="checkbox"/>金融機関への融資申込み</p> <p><input type="checkbox"/>建設業の許可申請</p> <p><input type="checkbox"/>建設業の変更等の届出</p> <p><input type="checkbox"/>自動車の(名義変更・抹消登録・譲渡)</p> <p><input type="checkbox"/>※宮城県入札参加資格等承認申請(物品調達等・建設工事・建設関連業務)</p> <p><input type="checkbox"/>※酒類(販売・製造)業の免許要件の確認書類(滞納なし・滞納処分)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他(宮城県事業補助金申請)</p>
<p>②証明事項</p>	<p><input type="checkbox"/>納付すべき額、納付済額、未納額</p> <p><input type="checkbox"/>申請前2年以内に納期限が到来した県税</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>未納がないこと</p> <p><input type="checkbox"/>その他()</p>
<p>③税 目</p>	<p><input type="checkbox"/>法人県民税 <input type="checkbox"/>法人事業税 <input type="checkbox"/>個人事業税 <input type="checkbox"/>自動車税</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>全ての県税 <input type="checkbox"/>その他()</p>
<p>④期別 事業年度</p>	<p>年度(年) (年 月 日から 年 月 日)</p> <p>年度(年) (年 月 日から 年 月 日)</p> <p>年度(年) (年 月 日から 年 月 日)</p>
<p>⑤請 求 通 数</p>	<p style="text-align: center;">通 枚</p>

注1 使用目的が※の証明及び未納がないことの証明は確認に時間を要する場合があります。

注2 ③税目「全ての県税」にレ点を記入していただく場合(全ての県税について未納がないことの証明も含む) 納税義務者は本社となります。

注3 本社が納税義務者の場合は、代表者印(実印)を押印してください。

注4 上記注3に係る代表者の押印がない場合は本社代表者印が押印された委任状が必要となります。

注5 窓口に来られた方の身分証明書等を確認する場合があります。

注6 加除・訂正した場合で、訂正印のないものは無効です。

注7 ④期別事業年度に表してある年度について個人事業税は期別(事業年)として取り扱います。

宮城県収入証紙貼付欄	宮城県収入証紙貼付欄
宮城県収入証紙貼付欄	宮城県収入証紙貼付欄

県機関使用欄

通 枚 円